

送付先変更届の申請に必要な書類及びご案内

【申請に必要な書類】(郵送の場合は、写しを添付してください)

変更理由	必要書類
① 施設入居・入院のため ② 書類管理が困難なため	○被保険者本人の本人確認書類 ○申請者の本人確認書類 (申請者が被保険者本人の場合は、本人分のみ)
② 成年後見人等に選任されたため	○成年後見人等の本人確認書類(顔写真付き) ○登記事項証明書
④ 送付先変更の必要がなくなったため (設定の解除)	不要
⑤ 被保険者が死亡したため	○申請者の本人確認書類

★本人確認書類

運転免許証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・パスポート・年金手帳
マイナンバーカード(マイナンバーの通知カードは不可)、障害者手帳など

【送付先変更届を届け出される方へ】

●送付先変更先の方が転居した場合や送付先を解除し、住民票上住所宛に送付する場合は再度、届出が必要です。

●この届出書をもって、税金などの書類の送付先を設定することはできません。

《問い合わせ先及び郵送先》

■介護保険に関すること

⇒ 介護福祉課

電話:047-712-8541

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号 介護福祉課 資格給付グループ 宛

■後期高齢者医療保険に関すること

⇒ 国民健康保険課 高齢者医療担当

電話:047-712-8533

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号 国民健康保険課 高齢者医療担当 宛

※1枚の届出書で介護保険・後期高齢者医療保険の送付先を変更する場合には、上記のうちどちらの課でも受付いたしますので、送付先は一方で構いません。